

犬は大切な家族です

適正な飼育をお願いします

水道環境課 環境衛生係

犬の飼い主になるということは

全てに責任を持つということです！

(岐阜県動物愛護推進協議会発行

「犬の飼い主の方へ」から抜粋)

○犬の登録をしてください

「狂犬病予防法」により、生後91日以上以上の犬は登録し、その鑑札を犬に付けておくことが義務づけられています。

登録は生涯1回です。登録をしないと罰金を課せられる場合があります。犬が死亡した場合は「死亡届」、飼い主の氏名、住所などに変更があった場合は「犬の登録事項変更届」が必要です。詳しくは役場水道環境課へお問い合わせください。

○狂犬病の予防注射を年1回受けてください

予防注射後には狂犬病予防注射済票の交付を受け、それを犬につけておくことが義務づけられています。

※狂犬病は過去の病気ではありません。世界では狂犬病により毎年3〜5万人が死亡しています。狂犬病予防注射を受けさせることが、万が一、狂犬病が日本に侵入した際、犬に流行することを未然に防ぐことにつながります。



○犬の習性を正しく理解して最後まで適正に、責任を持って飼ってください

犬の大きさに応じて餌や水を与え、運動をさせましょう。犬の健康と安全に気を配り、その命を終えるまで責任をもって飼ってください。他の人に迷惑や危害をおよぼさないよう適切なしつけや訓練をしましょう。

○犬は放し飼いにしないでください

柵で囲まれた敷地内あるいは屋内などに人に迷惑をおよぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないでください。

○犬が逃げたり、迷子にならないようにしてください

犬が逃げたり迷子になると、犬や周りの人が危険にさらされるだけでなく、環境へも被害をおよぼすことがありますので、逸走や迷子防止の対策をとりましょう。

○犬のふん尿その他の汚物は適正に処理してください

○繁殖を希望しない場合は、

不妊・去勢手術などの繁殖制限をしましょう

○人と動物との共通感染症について

正しい知識をもち、感染防止に努めましょう

飼い犬が人をかんだときは…

すぐに保健所などへ届け出てください。

飼い犬がいなくなったときは…

すぐに保健所と警察署と役場水道環境課へ届けてください。

飼い犬がいなくなったときは…

まず、適正に飼育できる新しい飼い主を探してください。やむをえず、どうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

(動物の愛護および管理に関する相談窓口)

○可茂保健所 ☎0574-253110

○岐阜県動物愛護センター

☎0575-340050

問 水道環境課 環境衛生係(内線2126)

保健・医療・福祉の分野で

岐阜大学との協働を開始します

健康福祉課

八百津町では、岐阜大学の協力支援を受け、科学的根拠に基づいた町施策決定のための取り組みを実施します。町民の健康情報や、医療情報・各計画策定に係る住民アンケート調査の結果などの情報の統計的分析を行う予定です。

町施策

八百津町障がい者(児)福祉計画・障がい福祉計画・八百津町地域福祉計画・八百津町健康増進計画・八百津町食育計画 など

問 健康福祉課 担当…小林(内線2569)

問 健康福祉課 担当…小林(内線2569)